

所管事務調査報告

民生福祉常任委員会

平成30年8月31日

調査事項	空家等対策計画について
調査日時	平成30年7月17日午後1時30分から
調査項目	空家等対策計画（素案）について
調査によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 空家の現状については、随時、市民に最新の情報を提供していく。 * 移住ナビは企画政策課が行ってはいるが、随時意向調査を進め、移住につなげたいとの担当課の考えを確認した。 * 空家軒数について、集合住宅においては、1軒でも入居していれば、規定により他の部屋を空家と数えないし、全てが退去すれば1軒と数える。 * 空家率はゼンリン地図の軒数を母数としており、市内全域の家屋軒数は把握していない。 * 空家のランクについて、ゼンリンの調査ではAランクからEランクの5段階で総数1,269戸としており、Aランク（106戸）とBランク（276戸）が利活用できる可能性のある空家、Dランク（70戸）とEランク（30戸）が管理不適切空家となる。市がEランクから再度調査を開始するとともに、Cランク（787戸）についても隣から苦情がある場合には、適宜対応していきたいとの担当課の考えが示された。 * 市の再調査によりランクが変わる可能性がある。 * 国の設計では1年間ぐらい使用していなかったら空家とするとなっているが、市民や自治会長の情報を仕入れて少しでも実態を把握するとともに、水道局と連携して水道メーター活用は可能であるとの考えを確認した。

	<p>* 特定空家の認定に向けては、Eランクが最初に調査対象となるが、専門的な知識を有する職員と担当課の職員で慎重に立入調査を行い、空家等対策協議会に資料を提出したいとの考えが示された。</p> <p>* 計画第5章第2節 空家等の活用の促進に関する事項の3「市の政策課題に取り組むための資源としての利活用」については、喫緊の課題である防犯などを主とした計画であるため具体的な事業を挙げた計画となっていないが、今後、事業の予算化があれば、具体的な事業名のある計画にしたいとの考えが示された。</p> <p>* 空家等対策協議会の決定を受けて、具体的な策を作っていくのが庁内の空家等対策委員会であるが、全庁体制となるよう、更に充実を図っていききたいとの考えを確認した。</p> <p>* 空家等対策協議会に市民代表として民生児童委員協議会から出席していることについては、地域の情報を吸い上げ、制度を普及啓発する上で良かったと感じているとの市の考えが示された。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>計画が実行性のあるものとなるよう、他市の状況を調査する中で提言を行う。</p> <p>9月3日から28日まで行われるパブリックコメントについて、終了後に状況を確認する。</p>

所管事務調査報告

産業建設常任委員会

平成30年8月31日

調査事項	地方卸売市場について
調査日時	平成30年8月1日午前10時から
調査項目	<p>4月27日に続き、6月4日に開催された市民懇談会での指摘事項についての調査である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市場条例に抵触の疑義について 2 正常な市場運営に向けての取組について 3 市場存続の考えについて 4 7月2日の取締役会の内容について 5 学校給食センターへの青果物供給について
調査によって明らかになった事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 (38条) フジグラン宇部で小野田中央青果(株)のラベルシールを貼って青果物を販売 ⇒ 既に是正させており、(株)小野田青果販売のシールでの販売を確認済み。 (40条) (株)小野田青果販売と小野田中央青果(株)の社長が同一人物 ⇒ 条例に抵触しない。また、抵触の疑いをもたれない形にする。 (49条、51条) 生産者への売買仕切金の期限(3日以内)、買受人の支払い義務(3日以内) ⇒ 条例に抵触する事案であり、共に期限を遵守するよう指導している。 2 4月から専任の場長を配置し、競りの監視及び日々の取引の記録である販売原票のチェックを行っている。また、市場条例に抵触する可能性のある事実の洗い出し作業を行いながら、国が平成31年度末までに作成の指示を出している市場の経営戦略計画を作っていくたい。 3 食の安全の確保、地産地消の推進など地域における食の流通拠点として、また、出荷者や生業的な小売店の存続といっ

	<p>た面においてもなくてはならない施設である。</p> <p>4 小野田中央青果（株）と一売買参加者との間の契約解除の件で、この契約解除により取引額がかなり減っており、小野田中央青果（株）の姿勢については、今後取締役会を開催して問いただすことにしている。</p> <p>5 量、種類が足りない場合は他市の市場からの購入も考えられるが、基本は山陽小野田市中央卸売市場で賄う予定であり、社長が自信を持って、全てそろえると言っており、その集荷力に期待している。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>市場の正常化については、行政の取組の本気度は感じられるが、まだ道半ばである。特に市場条例に抵触する部分については、今年度内の早い時期に是正するとしているので、報告を求めるなど注視をしていく。</p>